

官報

平成十一年十一月二十五日

○第四百十六回 参議院會議録第八号

平成十一年十一月二十五日(木曜日)
午後一時四十八分開議

○議事日程 第八号

平成十一年十一月二十五日
午後一時四十分開議

第一 國務大臣の演説に関する件

第二 中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(齋藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 國務大臣の演説に関する件

大蔵大臣から財政について發言を求められております。これより發言を許します。宮澤大蔵大臣。

(國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○國務大臣宮澤喜一君 今般、さきに決定されました經濟新生對策を受けて、平成十一年度補正予算を提出することになりました。その御審議をお願い申し上げるに当たりまして、当面の財政金融政策の基本的考え方について所信を申し上げますとともに、補正予算の概要について御説明いたします。

まず、最近の經濟情勢と、さきに決定されました經濟新生對策について申し上げます。

平成十一年十一月二十五日 参議院會議録第八号 國務大臣の演説に関する件

我が國經濟の現状を概観いたしますと、各種の政策効果の浸透に加え、アジア經濟の回復などの影響もあって、緩やかな改善が続いており、景気は最悪期を脱出しているものと思われまゝ。しかしながら、所得が低迷し、殊に企業のリストラが雇用に与える影響等を考えますと、消費が持続的に回復する状況には至っておらず、また、企業の設備投資につきましても、在庫水準の低下は見られるものの、遊休過剰設備の処理が十分に進まない中で、積極的な投資が見られるまでにはまだ時間を要すると思われるなど、經濟の自律的回復のかぎを握る民需の動向は依然として弱い状況であります。

政府は、このような状況のもと、公需から民需への円滑なバトンタッチを行い、民需中心の本格的な景氣回復を目指すとともに、二十一世紀の新たな發展基盤を確立するため、総事業規模約十七兆円、さらに介護對策を含めれば十八兆円程度の經濟新生對策を決定いたしました。

本對策におきましては、まず、經濟の自律的回復に向けて民間部門のダイナミズムの發揮を促すことが重要であるとの認識のもと、多様で活力のある中小企業、ベンチャー企業の振興や、ミレニウム・プロジェクト等の戦略的、重点的な技術開発、成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和、制度改革等に取り組むほか、雇用の創出・安定に資する雇用對策の実施により、雇用不安の払拭を図ることとしております。

また、二十一世紀の新たな發展基盤を築き、未来に向け經濟を新生させるとの基本的考え方に立ち、生活基盤、基幹的なネットワークインフラ等を戦略的、重点的に整備するとともに、地域經濟の動向にも十分配慮しつつ、地域の活性化に役立つ社会資本整備や災害對策を推進することとしております。

金融につきましましては、日本銀行において、金融・為替市場の動向にも留意して適切かつ機動的な金融政策の運営が行われているところであります。政府としても、これまで景氣の回復基盤を固めるため、金融機関に対して資本増強を行うことなどにより金融システム安定化策を講じてまいりました。また、中小中堅企業等の資金需要に的確にこたえ得るよう、政府系金融機関の融資等の資金量を確保するとともに、信用保証制度を強化して信用収縮や貸し渋りの防止に努めてまいりました。

今回の對策におきましても、こうした取り組みを一層進めるとともに、証券市場の改革や不動産の証券化を初めとする資産の流動化、住宅投資の促進を図るための住宅金融對策等の諸施策を実施することとしております。

税制につきましましては、中小企業、ベンチャー企業の支援、民間投資の促進といった観点から、真に有効かつ適切な措置について検討を行い、結論を得ることとしております。

なお、財政構造改革につきましましては、我が國經濟が本格的な回復軌道に乗った段階において、二十一世紀の我が國經濟社会のあるべき姿を展望し、根本的な視点に立つて必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、今般提出いたしました平成十一年度補正予算の概要について御説明いたします。

平成十一年度補正予算については、歳出面において、經濟新生對策関連として社会資本整備費三兆五千億円、中小企業等金融對策費七千七百三十三億円、住宅金融對策費一千一億円、雇用對策費

千九百十七億円、金融システム安定化對策費九千二百七十九億円を計上するとともに、介護對策費九千百十億円を計上することとしております。

このほか、義務的経費の追加等、特に緊要となったやむを得ない事項等について措置することともに、既定経費の節減等を行うこととしております。

他方、歳入面におきましては、租税等について最近までの収入実績等を勘案して一兆四千四百十億円の減収を見込むとともに、前年度の決算上の純剰余金の残額五千八百四十九億円を計上し、その他収入の増加を見込んで不足する歳入について、やむを得ざる措置として七兆五千六百六十億円の公債の追加発行を行うこととしております。

なお、追加発行する公債のうち、三兆八千二百六十億円が建設公債、三兆七千四百億円が特例公債となっております。

今回の措置により、平成十一年度の公債発行額は三兆八千六百六十億円となり、公債依存度は四三・四％となります。

これらの結果、平成十一年度一般会計第二次補正後予算の総額は、第一次補正後予算に対し歳入歳出とも六兆七千八百九十億円増加し、八十九兆百八十九億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画につきましては、經濟新生對策を実施するため、この補正予算において、日本政策投資銀行、日本道路公団等十三機関に対し、総額三千三百十五億円を追加することとしております。

以上、平成十一年度補正予算の概要について御説明いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

平成十一年十一月二十五日 参議院会議録第八号 中小企業基本法等の一部を改正する法律案

○議長(斎藤十朗君) ただいまの演説に対する質疑は後日に譲りたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。中小企業対策特別委員長陣内孝雄君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(陣内孝雄君登壇、拍手)

○陣内孝雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、中小企業対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の我が国における中小企業をめぐる経済情勢の変化にかんがみ、中小企業に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業基本法を改正し、基本理念、基本方針等の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の対象となる中小企業者の範囲を拡大するために、関係の三十二法律の規定を改正しようとするものであります。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席を求め、また、参考人から意見を聴取するとともに、二十一世紀に向けての産業構造のあり方、政府によるこれまでの中小企業施策の評価、中小企業の定義改正の妥当性、小規模企業対策の充実等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の池田理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対して十項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十八

賛成

二百十四

反対

二十二

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君
議員 鶴保 庸介君 渡辺 孝男君
中島 啓雄君 岩本 莊太郎君
入澤 肇君 福本 潤一君
山本 保君 森山 裕君
山崎 力君 阿曾田 清君

沢 たまき君	大森 礼子君	田中 直紀君	陣内 孝雄君
加藤 修一君	末広まき君	中曾根弘文君	清水嘉子君
水野 誠一君	高橋 令則君	青木 幹雄君	野沢 太三君
月原 茂晴君	松 あきら君	井上 吉夫君	吉川 芳男君
益田 洋介君	海野 義孝君	岡野 裕君	鈴木 政二君
長谷川道郎君	奥村 展三君	金田 勝年君	林 芳正君
菅川 健二君	平野 貞夫君	山本 一太君	長峯 基君
戸田 邦司君	但馬 久美君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君
弘友 和夫君	荒木 清寛君	久野 恒一君	岸 宏一君
山下 栄一君	松岡満壽男君	木村 仁君	亀井 郁夫君
堂本 暁子君	田村 秀昭君	景山俊太郎君	有馬 朗人君
泉 信也君	風間 昶君	阿南 一成君	加納 時男君
日笠 勝之君	森本 晃司君	岩城 光英君	亀谷 博昭君
木庭健太郎君	渡辺 秀央君	溝手 顕正君	平田 耕一君
星野 明市君	扇 千景君	北岡 秀二君	中原 爽君
浜四津敏子君	統 訓弘君	橋本 聖子君	釜本 邦茂君
浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	中島 眞人君	吉村剛太郎君
白浜 一良君	世耕 弘成君	野間 越君	塩崎 恭久君
脇 雅史君	山下 善彦君	松村 龍二君	海老原義彦君
山内 俊夫君	森田 次夫君	岩井 國臣君	尾辻 秀久君
森下 博之君	日出 英輔君	片山虎之助君	大島 慶久君
仲道 俊哉君	斉藤 滋宣君	鹿熊 安正君	成瀬 守重君
国井 正幸君	水島 裕君	狩野 安君	石渡 清元君
岩瀬 良三君	大野つや子君	鎌田 要人君	倉田 寛之君
市川 一朗君	常田 享詳君	村上 正邦君	真鍋 賢二君
畑 恵君	鈴木 正孝君	竹山 裕君	井上 裕君
田浦 直君	保坂 三蔵君	石井 道子君	中村 敦夫君
岩永 浩美君	三浦 一水君	岩崎 純三君	木俣 佳文君
阿部 正俊君	武見 敏三君	羽田雄一郎君	松田 岩夫君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君	浅尾慶一郎君	櫻井 充君
河本 英典君	南野知恵子君	福山 哲郎君	佐藤 雄平君
谷川 秀善君	加藤 紀文君	郡司 彰君	谷林 正昭君
上野 公成君	服部三男雄君	岡 利定君	藤井 俊男君
佐藤 泰三君	須藤良太郎君	須藤 祥肇君	本田 良一君
松谷倉一郎君	鴻池 祥肇君	久世 公堯君	齋藤 勤君
久世 公堯君	若林 正俊君	西田 吉宏君	朝日 俊弘君

和 田 洋子君	前 川 忠夫君
伊 藤 基隆君	小 山 峰男君
江 本 孟紀君	直 嶋 正行君
石 田 美栄君	円 より子君
堀 崎 利和君	今 井 澄君
峰 崎 直樹君	川 橋 幸子君
岡 崎 トミ子君	築 瀬 進君
佐 藤 泰介君	今 泉 昭君
奥 石 東君	足 立 良平君
笹 野 貞子君	千 葉 景子君
山下 八洲夫君	江 田 五月君
蘆 科 満治君	北 澤 俊美君
角 田 義一君	本 岡 昭次君
寺 崎 昭久君	吉 田 之久君
竹 村 泰子君	内 藤 正光君
西 川 きよし君	小 池 晃君
宮 本 岳志君	福 島 瑞穂君
小 宮 山洋子君	島 袋 宗康君
畑 野 君枝君	小 泉 親司君
照 屋 寛徳君	松 崎 俊久君
石 井 一二君	八 田 ひろ子君
富 樫 練三君	大 腦 雅子君
日 下 禮代子君	小 林 元君
佐 藤 道夫君	大 沢 辰美君
井 上 美代君	阿 部 幸代君
須 藤 美也子君	谷 本 鶴君
清 水 澄子君	長 谷 川 清君
柳 田 稔君	岩 佐 恵美君
林 紀子君	西 山 登紀子君
緒 方 靖夫君	三 重 野 栄子君
広 中 和歌子君	勝 木 健司君
池 田 幹幸君	笠 井 亮君
吉 川 春子君	山 下 芳生君
大 淵 絹子君	淵 上 貞雄君
松 前 達郎君	久 保 亘君
吉 岡 吉典君	市 田 忠義君
橋 本 敦君	立 木 洋君

国務大臣

田 英夫君	山 本 正和君
梶 原 敬義君	
内閣総理大臣	小 淵 恵三君
法 務 大 臣	日 井 日出男君
外 務 大 臣	河 野 洋平君
大 蔵 大 臣	宮 澤 喜一君
文 部 大 臣	中 曾 根 弘文君
科学技術庁長官	
厚生 大 臣	丹 羽 雄哉君
農林水産大 臣	玉 沢 徳一郎君
通商産業大 臣	深 谷 隆司君
運輸 大 臣	二 階 俊博君
北海道開発庁長官	
郵 政 大 臣	八 代 英太君
労働 大 臣	牧 野 隆守君
建設 大 臣	中 山 正暉君
国土庁長官	
自治 大 臣	保 利 耕輔君
国家公安委員会委員長	
内閣官房長官	
沖繩開発庁長官	
国 務 大 臣	青 木 幹雄君
金融再生委員会委員長	
国 務 大 臣	越 智 通雄君
総務庁長官	統 訓弘君
防衛庁長官	瓦 力君
国 務 大 臣	堀 屋 太二君
経済企画庁長官	
国 務 大 臣	清水嘉与子君
国 務 大 臣	
環境庁長官	

議長の報告事項

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

中曾根弘文君
(国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの)

中島 眞人君
(国会法第四十二條第三項の規定によるもの)

吉川 芳男君

佐々木知子君
荒木 清寛君

地方行政・警察委員

補欠

柳田 稔君

外交・防衛委員

補欠

吉川 芳男君

財政・金融委員

補欠

魚住裕一郎君

国民福祉委員

補欠

今泉 昭君

経済・産業委員

補欠

柳田 稔君

予算委員

補欠

櫻井 充君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

中小企業対策特別委員

補欠

久野 恒一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中曾根弘文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中島 眞人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中曾根弘文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中島 眞人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中曾根弘文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中島 眞人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中曾根弘文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中島 眞人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中曾根弘文君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中島 眞人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

中曾根弘文君

審査報告書

中小企業基本法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年十一月二十四日

中小企業対策特別委員長 陣内 孝雄

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の我が国における経済の発展、経済活動の多様化等中小企業をめぐる経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法の総合的な推進を図るため、中小企業基本法を改正し、基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、中小企業に関する施策の対象とする中小企業者の範囲を拡大するために関係法律の規定を改正しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、中小企業が我が国経済活力の源泉であることを再確認の上、中小企業者の多様な成長発展を図るために一層の努力を傾注するため、本法施行に当たり、次の諸点につき、適切な措置を講ずるべきである。

一 中小企業者の範囲の拡大に伴い、既存の中小企業者に対する施策が後退することとならないよう、特に小規模企業や個人事業者に対し十分な配慮を払い、これら企業を支援する施策の一層の充実と努めるとともに、本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な制度整備、予算等の確保に努めること。また、大企業系の企業が中小企業に該当することとならない

よう留意すること。

二 本法に係る中小企業者の範囲に係る常時使用する従業員についての解釈は、雇用実態等を勘案しつつ、原則として、二カ月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該企業の通常の従業員と概ね同等である者とする。一方、パートタイム労働者に依存せざるを得ない中小企業者が多く存在している実情も踏まえ、経済情勢の変化等を迅速・的確に反映させるため、今後とも中小企業者の範囲に係る基準を含め、十年程度を目途に本法の見直しについて柔軟に対応すること。

三 中小企業者がものづくりの基盤技術の振興のために行う失業者・高齢者の受入れ、従業員の労働条件の向上のための努力、技能・技術の継承及び人材育成等の努力に対し、特段の支援措置を講ずること。

四 中小企業者に対する積極的な各種施策の周知徹底、中小企業施策情報に対するアクセスの容易化、本法施行に伴う中小企業関係法制・税制・予算措置の整理統合・合理化作業への早急な取組、各種申請手続等の簡素化・迅速化を行うこと。

五 中小企業の経営の革新及び創業の促進を図るため、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努め、企業家精神の涵養のための教育分野における取組を強化するとともに、ベンチャー企業と投資家を適切に結びつける資本市場制度等の整備、資金の円滑な供給、十分な情報の提供など必要な施策を的確に実施し、中小企業者や創業者等の自立意欲を高めるよう努めること。

六 中小企業・ベンチャー企業政策における税制の重要性の観点から、事業承継税制や各種ベンチャー税制等について、早急にその見直し・改善を図ること。

七 中小企業者に不当な不利益を与えるなどの不公正な取引を排除するため、独占禁止法、下請

代金支払遅延等防止法及び建設業法を、元請下請関係の実態などに十分に留意しつつ、厳正・迅速に運用すること。

八 中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止するため、分野調整法等の調整制度を遵守し、中小企業の事業活動の機会を適正な確保に努めること。

九 地域経済における中小企業者の重要性にかんがみ、地方公共団体が地域の特性に応じた柔軟な中小企業関連施策の実施が可能となるよう、使いやすい施策メニューを提示する等格段の工夫を図るほか、民間能力の活用も含め地方公共団体の対応能力の向上を促すように十分配慮すること。

特に、都道府県支援センター等地域における中小企業支援拠点を整備するに当たっては、地方公共団体の財政事情等も踏まえ、既存機関・施設の有効活用等に努めるとともに、適切な人材の配置や活用が図られるよう十分配慮すること。

十 新たな中小企業施策の実効を期するため、商工会議所、商工会等各種中小企業団体の組織及び人材の再活性化を図るよう、必要な措置を講ずること。

右決議する。

中小企業基本法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年十一月十六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業基本法等の一部を改正する法律案

中小企業基本法等の一部を改正する法律

(中小企業基本法の一部改正)

第一条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百

五十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進(第十二条―第十四条)

第二節 中小企業の経営基盤の強化(第十五条―第二十一条)

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化(第二十二条)

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実(第二十三条・第二十四条)

第三章 中小企業に関する行政組織(第二十五条)

第四章 中小企業政策審議会(第二十六条―第三十条)

附則

前文を削る。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

第二条の見出しを「(中小企業者の範囲及び用語の定義)」に改め、同条中「前条の目標を達成する」を「次条の基本理念の実現を図る」に改め、同条第一号中「一億円を三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「第四号まで」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属

する事業を主たる事業として営むもの

第二条に次の二号を加える。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人以下の事業者をいう。

第三条から第五条までを次のように改める。
(基本理念)

第三条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより

我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様な活力ある成長発展が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第五条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。

二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。

三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。

四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

第二章から第六章までを削る。

第八条第二項中「きいて」を「聴いて」に改め、

同条を第十一条とし、同条の次に次の二章を加える。

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

(経営の革新の促進)

第十二条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業の促進)

第十三条 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

(創造的な事業活動の促進)

第十四条 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 中小企業の経営基盤の強化

(経営資源の確保)

第十五条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は

は設備の設置又は整備を促進すること。

二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人又は都道府県の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。

三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。

2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第十六条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積の活性化)

第十七条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第十八条 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設

の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)

第十九条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(取引の適正化)

第二十条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十一条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に關し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

第二十二条 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に關して実施する共済制度の

整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に關して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 国は、第一項及び前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

(資金の供給の円滑化)

第二十三条 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自己資本の充実)

第二十四条 国は、中小企業の自己資本の充実に図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 中小企業に關する行政組織

第二十五条 国及び地方公共団体は、中小企業に關する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるものとする。

第七十二条中「きいて」を「聴いて」に、「行ない」を「行い」に改め、同条を第十條とする。

第六條第一項中「経済的社会的諸事情」を「経済的社会的環境」に、「生産性」を「自主的にその経営」に、「向上」を「向上を図るよう」に改め、同條第二項中「第三條又は第四條」を「国及び地方公共団体が行う中小企業に關する」に

改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に關する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

第六條を第七條とし、同條の次に次の二條を加える。

(小規模企業への配慮)

第八條 国は、小規模企業者に対して中小企業に關する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多く小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

(法制上の措置等)

第九條 政府は、中小企業に關する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

第五條の次に次の一條を加える。

(地方公共団体の責務)

第六條 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第七條中第二十八條を第二十六條とし、第二十九條から第三十二條までを二條ずつ繰り上げる。

第七章を第四章とする。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十二條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四號)の一部を次のように改正する。

「五十人卸売業」の下に「又ハサービス業」を加え、同号を同項第三号とし、同項第四号中「一億円」を「三億円」に改め、同項第五号中「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「一億円」に改め、同項第六号中「一億円」を「三億円」に改め、同項第七号中「三千万円」を「一億円」に、「千万円」を「五千万円」に、「一億円」を「三億円」に、「百人(小売業又ハサービス業)を百人(小売業)に改め、同項第八号中「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「一億円」に、「一億円」を「三億円」に改め、「五十人(卸売業)の下に」又ハ「サービス業」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の一部改正)

第三條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第七條の二第二項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小

売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
(中小企業等協同組合法の一部改正)
第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号イ中「一億円を三億円に」、「一千万円を五千万円に」、「三千万円を一億円に」を「一億円を超えない」に改め、同号ロ中「又はサービス業を削り」、「卸売業」の下に「又はサービス業を加え」、「こえない」を「超えない」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」、「七千万円を一億円に」、「三百人(小売業又はサービス業)を三百人(小売業)に改め」、「五十人、卸売業の下に」又は「サービス業を加え」、「卸売業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同項第五号中「一千万円を五千万円に」、「三千万円を一億円に改め」、「五十人(卸売業)の下に」又は「サービス業を加え、同項第六号中「一億円を三億円に」、「一千万円を五千万円に」、「三千万円を一億円に改め、同項第七号中「一億円を三億円に改め、同条第二項中「次に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左に掲げるもの」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条第一号中「一億円を三億円に」、「七千万円を一億円に」

に、「三百人(小売業又はサービス業)を三百人(小売業)に改め、「五十人、卸売業」の下に「又はサービス業を加え」、「卸売業を主たる事業とする事業者については千人」を削り、同条第四号中「一千万円を五千万円に」、「三千万円を一億円に改め、「五十人(卸売業)の下に」又は「サービス業を加え、同条第五号中「一億円を三億円に」、「一千万円を五千万円に」、「三千万円を一億円に改め、同条第六号中「一億円を三億円に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)
第七条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」、「工業、運送業を製造業、建設業、運輸業に」、「及び第三号を」から第四号まで「に改め、同項第二号中「千人」を「百人」に、「卸売業」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項に次の一号を加える。

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)
第八条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」を「三億円を超えない」に、「一億円以下を三億円以下」に改め、同項第二号中「一千万円をこえ一億円を

「千万円を超え三億円」に、「一千万円以下」を「千万円以下」に改め、同条第四項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に改め、同項第二号中「一千万円を千万円に改め、同条第五項中「一千万円をこえる」を「千万円を超えない」に、「一」を「いずれかに」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)
第九条 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「一億円を三億円に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
第十条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「一億円を三億円に」、「工業、卸売業、運送業を製造業、建設業、運輸業に改め、「次号の下に」から第二号の三まで「を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

第五条第二号の次に次の二号を加える。
二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

(小売商業調整特別措置法の一部改正)
第十一条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第三項第一号ロを」第三項第一号二に改め、同条第二項中「千万円を五千万円に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「又はロを」から二までのいずれかに改め、同号イ中「一億円を三億円に」、「工業、卸売業、運送業を製造業、建設業、運輸業」に改め、「ロ」の下に「から二まで」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
第一条の二第三項第一号に次のように加える。

ハ 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
第一条の二第三項第二号中「又はロを」から二までのいずれかに改める。

(中小企業退職金共済法の一部改正)
第十二条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一億円を三億円に」、「及び第三号を」から第四号まで「に改め、

平成十一年十一月二十五日 参議院會議録第八号

中小企業基本法等の一部を改正する法律案

八

同項第二号中「三千万円」を「一億円」に改め、同項第三号中「小売業又は」を削り、「五十人」を「百人」に、「一千万円」を「五千万円」に改め、同項に次の一号を加える。

四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のも及び資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

(商店街振興組合法の一部改正)

第十三条 商店街振興組合法(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一号中「一億円」を「三億円」に、「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「又はサービス業」を削り、「卸売業」の下に「又はサービス業」を加える。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十四条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「一億円」を「三億円」に改める。

(中小企業指導法の一部改正)

第十五条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、同条第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正)

第十八条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、建設業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第一号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

(下請中小企業振興法の一部改正)

第十七条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に改める。

(中小小売商業振興法の一部改正)

第十八条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小

売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第一条第二項中「前項第二号から第五号までの一」を「前項第一号の三から第五号までのいずれかに改める。

第六条第一号中「第二条第一項第二号から第五号までの一」を「第二条第一項第二号の二又は第三号から第五号までのいずれかに改める。

(中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第十九条 中小企業の事業活動の調整の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和五十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第四号まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(中小企業倒産防止共済法の一部改正)

第二十条 中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（森林組合法の一部改正）

第二十一条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「又はサービス業」を削る。

（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正）

第二十二條 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」に該当するものを「いずれかに該当する者」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、同項第二号を次のように改める。

「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人で、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人で、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（中小企業流通業務効率化促進法の一部改正）

第二十三條 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第二十四條 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第一号中「一億円を三億円に」、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を三億円に」、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

平成十一年十一月二十五日 参議院會議録第八号

中小企業基本法等の一部を改正する法律案

(特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の
一部改正)

第二十六条 特定産業集積の活性化に関する臨時
措置法(平成九年法律第二十八号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第五項中「一」を「いずれかに」に改
め、同項第一号中「一億円を」「三億円」に、「工
業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸
業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三ま
で」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人
以下の会社及び個人であつて、卸売業(第
三号の政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
百人以下の会社及び個人であつて、サ
ービス業(第三号の政令で定める業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営む
もの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小
売業(次号の政令で定める業種を除く。)に
属する事業を主たる事業として営むもの

第十五条第一項中「一億円を」「三億円」に改め
る。

(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置
法の一部改正)

第二十七条 新エネルギー利用等の促進に関する
特別措置法(平成九年法律第三十七号)の一部を
次のように改正する。

第十三条第一項各号中「一億円を」「三億円」に
改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改
め、同項第一号中「一億円を」「三億円」に、「工

業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸
業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三ま
で」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人
以下の会社及び個人であつて、卸売業(第
三号の政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
百人以下の会社及び個人であつて、サ
ービス業(第三号の政令で定める業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営む
もの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小
売業(次号の政令で定める業種を除く。)に
属する事業を主たる事業として営むもの

第二十八条 大学等における技術に関する研究成
果の民間事業者への移転の促進に関する法律
(平成十年法律第五十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条第二項中「一」を「いずれかに」に改
め、同項第一号中「一億円を」「三億円」に、「工
業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸
業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三ま
で」を加え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人
以下の会社及び個人であつて、卸売業(第
三号の政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの

第二条第二項第二号の次に次の二号を加え
る。

二 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
百人以下の会社及び個人であつて、サ
ービス業(第三号の政令で定める業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営む
もの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小
売業(次号の政令で定める業種を除く。)に
属する事業を主たる事業として営むもの

第二十九条 中心市街地における市街地の整備改
善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法
律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第四条第三項中「各号の」を「各号のいづれ
かに」「第二号から第五号までの」を「第二号
の三から第五号までのいづれかに」に改め、同項
第一号中「一億円を」「三億円」に、「工業、鉱
業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改
め、「次号」の下に「から第二号の三まで」を加
え、同項第二号を次のように改める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人
以下の会社及び個人であつて、卸売業(第
三号の政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小
売業(次号の政令で定める業種を除く。)に
属する事業を主たる事業として営むもの

第四十条第三項第二号の次に次の二号を加え
る。

が百人以下の会社及び個人であつて、サ
ービス業(第三号の政令で定める業種を除
く。)に属する事業を主たる事業として営む
もの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小
売業(次号の政令で定める業種を除く。)に
属する事業を主たる事業として営むもの

第三十条 新事業創出促進法(平成十年法律第百
五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「一億円を」「三億円」
に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設
業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号
の三まで」を加え、同項第二号を次のように改
める。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の
会社並びに常時使用する従業員の数が百人
以下の会社及び個人であつて、卸売業(第
三号の政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が五千万円
以下の会社並びに常時使用する従業員の数が
五十人以下の会社及び個人であつて、小
売業(次号の政令で定める業種を除く。)に
属する事業を主たる事業として営むもの

第十六条第一項各号中「一億円を」「三億円」に
改める。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)

第三十一条 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三までを加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

(中小企業総合事業団法の一部改正)

第三十二条 中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三までを加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第三十三条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一億円を」を「三億円」に、「工業、鉱業、運送業」を「製造業、建設業、運輸業」に改め、「次号」の下に「から第二号の三までを加え、同項第二号を次のように改める。

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二条第五項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二の三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

第二十六条第一項各号中「一億円を」を「三億円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条、第十一条及び第十九条並びに附則第六条、第九条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者第一号の規定による改正前の中小企業基本法第二条に規定する中小企業者(を除く)に対する容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務に係る同法附則第二条第一項の規定による適用除外期間については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(次項において「新法」という)の規定は、同項に定めるものを除き、同条の規定の施行の日(以下この条において「施行日」という)以後に開始された行為について適用し、施行日前に既に開始されている行為については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

のについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新法」という)第七條第一項第一号に掲げる事業協同組合、火災共済協同組合若しくは信用協同組合であつて第四条の規定による改正前の中小企業等協同組合法(以下この条において「旧法」という)第七條第一項第一号に掲げる事業協同組合、火災共済協同組合若しくは信用協同組合でないもの又は新法第七條第一項若しくは第二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会であつて旧法第七條第一項第一号若しくは第二号に掲げる組合をもつて組織する協同組合連合会でないものの行為で第四条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「私的独占禁止法」という)の適用については、なお従前の例による。

(中小企業信用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第五条の規定の施行前に成立している同条の規定による改正前の中小企業信用保険法に規定する保険関係については、なお従前の例による。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第八条の規定の施行前に同条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法(以下この条において「旧法」という)第三条の製造委託又は修理委託をした場合における第八条の規定による改正後の下請代金支払遅延等防止法(次項において「新法」という)第三条の規定による書面の交付については、なお従前の例による。

2 第八条の規定の施行前に旧法第五条の製造委託又は修理委託をした場合における新法第五条

の規定による書類の作成又は保存については、なお従前の例による。

3 第八条の規定の施行前に旧法第三条、第四条又は第五条の規定に違反した行為に係る中小企業庁長官による措置の求め、公正取引委員会による勧告及び公表並びに公正取引委員会、中小企業庁長官又は主務大臣による報告の命令及び検査については、なお従前の例による。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第九条の規定による改正前の内航海運組合法第八十一条第七号から第十三号まで(同法第五十八条において準用する場合を含む。)に掲げる事業(内航海運組合又は内航海運組合連合会を直接若しくは間接に構成する内航海運組合の組合員であつて、資本の額又は出資の総額が一億円を超え三億円以下の会社であるものうち、常時使用する従業員の数が三百人を超える会社であるものが利用するものに限る。)の実施に係る行為が第九條の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、同条の規定による改正後の内航海運組合法第十八条第三項(同法第五十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第十条の規定の施行の際現に存する商工組合に対する解散の命令については、第十条の規定の施行後一年間は、同条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律(次項において「新法」という。)第五条及び第六十九条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新法第五条に規定する中小企業者であつて第十条の規定による改正前の中小企業団体の組織に関する法律(以下この項において「旧法」という。)第五条に規定する中小企業者でないものが

利用する旧法第十七条第二項(旧法第三十三条において準用する場合を含む。)の事業の実施に係る行為が第十条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、新法第五条及び第八十九条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十一条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第一条の二第三項に規定する大企業者で第十一条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法(次項において「新法」という。)第一条の二第三項に規定する大企業者でないものに係る旧法第十四条の二第二項又は第十六条の二第二項の規定による申出であつて第十六条の規定の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

2 第十一条の規定の施行前にされた旧法第十五条第三号に規定する中小小売商以外の者(新法第十五条第三号に規定する中小小売商以外の者を除く。)に係る旧法第十五条の規定による申請に関するあつせん又は調停については、なお従前の例による。

(中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十二条の規定の施行後一年以内に、同条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第二条第一項の中小企業者(次項において単に「中小企業者」という。)であつて第十二条の規定の施行の際現に退職金共済事業を行う団体で労働者令で定めるものとの間で退職金共済に関する契約(事業主が当該団体に掛金を納付することとを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この項において同じ。)を締結していたものが当該従業員を被共済者とし

て同法第二条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において「中小企業退職金共済契約」という。)を締結した場合において、当該団体が、勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)との間で、当該中小企業退職金共済契約の被共済者となつた者について退職金共済に関する契約(第十二条の規定の施行の際現に当該団体との間で締結されていたものに限る。以下この項において同じ。)に基づき当該団体に納付された掛金の総額(その運用による利益を含む。)の範囲内の金額で、附則別表の上欄に定める金額に当該中小企業退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額を千円で除した数を乗じて得た金額を機構に引き渡すことその他労働者令で定める事項を約する契約を締結し、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額(次項において「引渡金額」という。)を機構に引き渡したときは、労働者令で定めるところにより、当該上欄に定める金額に応じ同表の下欄に定める月数を当該中小企業退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該中小企業退職金共済契約の被共済者となつた者が退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数(その期間の月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を超えない。

2 前項の規定により引渡金額が機構に引き渡された中小企業退職金共済契約の被共済者については、中小企業者は、中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定にかかわらず、同項の申出をすることができない。

(商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 第十三条の規定による改正後の商店街振興組合法第八十条に規定する事業者を組合員とする商店街振興組合であつて第十三条の規定による改正前の商店街振興組合法第八十条に規

定する事業者を組合員とする商店街振興組合でないものの行為が第十三条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、なお従前の例による。

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第十九条の規定による改正前の中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第二条第二項に規定する大企業者で第十九条の規定による改正後の中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第二条第二項に規定する大企業者でないものに係る旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定による申出であつて第十九条の規定の施行前にされたものに関する調査、通知、勧告、公表、指導、勧告に係る措置を執るべき旨の命令又は報告については、なお従前の例による。

(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第二十一条の規定による改正前の森林組合法第六十一条ただし書に掲げる者を組合員とする森林組合であつて第二十一条の規定による改正後の森林組合法第六十一条ただし書に掲げる者を組合員とする森林組合でないものの行為が第二十一条の規定の施行前にあつたものに対する私的独占禁止法の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定める。

(建設業法の一部改正)

第十六条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の第一を次のように改正する。

第四十二条第二項中「第一条」を「第二条第一項」に改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第十七条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第一条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

第十八条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第十一項第四号中「第二十三条」を「第二条第五項」に改める。

附則第二条第一項中「第一条」を「第二条第一項」に改める。

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正)

第十九条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第百三十七条のうち、中小企業基本法第二十八條の改正規定中「第二十八条」を「第二十八條」

に、同法第二十九條の改正規定中「第二十九條」を「第二十七條」に、同法第三十條の改正規定中「第三十條第二項及び第四項」を「第二十八條第二項及び第四項」に改める。

附則別表

金 額	月 額
一、〇〇〇円	一月
二、〇一〇円	二月
三、〇一〇円	三月
四、〇二〇円	四月
五、〇三〇円	五月
六、〇四〇円	六月
七、〇六〇円	七月
八、〇七〇円	八月
九、〇九〇円	九月
一〇、一二〇円	一〇月
一一、一四〇円	十一月
一二、一七〇円	十二月
一三、二〇〇円	一月
一四、二三〇円	二月
一五、二七〇円	三月
一六、三〇〇円	四月
一七、三四〇円	五月
一八、三九〇円	六月
一九、四三〇円	七月
二〇、四八〇円	八月
二一、五三〇円	九月
二二、五八〇円	一〇月
二三、六四〇円	十一月
二四、七〇〇円	十二月

二四、七〇〇円	二月
二五、七六〇円	三月
二六、八二〇円	四月
二七、八九〇円	五月
二八、九六〇円	六月
二九、〇三〇円	七月
三〇、一〇〇円	八月
三一、一八〇円	九月
三二、二六〇円	一〇月
三三、三四〇円	十一月
三四、四二〇円	十二月
三五、五一〇円	一月
三六、六〇〇円	二月
三七、六九〇円	三月
三八、七九〇円	四月
三九、八九〇円	五月
四〇、九九〇円	六月
四一、〇九〇円	七月
四二、一〇〇円	八月
四三、二〇〇円	九月
四四、三〇〇円	一〇月
四五、四〇〇円	十一月
四六、五〇〇円	十二月
四七、六〇〇円	一月
四八、七〇〇円	二月
四九、八〇〇円	三月
五〇、九〇〇円	四月
五一、〇〇〇円	五月
五二、一〇〇円	六月
五三、二〇〇円	七月
五四、二八〇円	八月

五六、三三〇円	五月
五七、四七〇円	六月
五八、六一〇円	七月
五九、七五〇円	八月
六〇、九〇〇円	九月
六一、〇四〇円	一〇月
六二、一九〇円	十一月
六三、三五〇円	十二月
六四、五〇〇円	一月
六五、六六〇円	二月
六六、八三〇円	三月
六七、九九〇円	四月
六八、一六〇円	五月
六九、三三〇円	六月
七〇、五〇〇円	七月
七一、六七〇円	八月
七二、八四〇円	九月
七三、一〇〇円	一〇月
七四、二六〇円	十一月
七五、四二〇円	十二月
七六、五八〇円	一月
七七、七四〇円	二月
七八、九〇〇円	三月
七九、一〇〇円	四月
八〇、二六〇円	五月
八一、四二〇円	六月
八二、五八〇円	七月
八三、七四〇円	八月
八四、九〇〇円	九月
八五、一〇〇円	一〇月
八六、二六〇円	十一月
八七、四二〇円	十二月
八八、五八〇円	一月
八九、七四〇円	二月
九〇、九〇〇円	三月

九二、〇七〇円	八〇月
九三、二七〇円	八一月
九四、四七〇円	八二月
九五、七七〇円	八三月
九七、〇七〇円	八四月
九八、三七〇円	八五月
九九、六七〇円	八六月
一〇〇、八七〇円	八七月
一〇四、六三〇円	八八月
一〇五、八三〇円	八九月
一〇七、〇三〇円	九〇月
一〇八、二三〇円	九一月
一〇九、四三〇円	九二月
一一〇、七三〇円	九三月
一一一、〇三〇円	九四月
一一三、三三〇円	九五月
一一四、六三〇円	九六月
一一五、九三〇円	九七月
一二七、二三〇円	九八月
一二八、五三〇円	九九月
一二二、九四〇円	一〇〇月
一二四、二四〇円	一〇一月
一二五、五四〇円	一〇二月
一二六、八四〇円	一〇三月
一二八、一四〇円	一〇四月
一二九、四四〇円	一〇五月

一三〇、七四〇円	一〇六月
一三一、〇四〇円	一〇七月
一三三、三四〇円	一〇八月
一三四、七四〇円	一〇九月
一三六、一四〇円	一一〇月
一三七、五四〇円	一一一月
一四二、七一〇円	一一二月
一四四、一一〇円	一一三月
一四五、五一〇円	一一四月
一四六、九一〇円	一一五月
一四八、三二〇円	一一六月
一四九、七二〇円	一一七月
一五一、一一〇円	一一八月
一五二、五一〇円	一一九月
一五三、九一〇円	一二〇月

投票者氏名
日程第二 中小企業基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
青木 幹雄君	有馬 朗人君
井上 吉夫君	井上 裕君
石井 道子君	石渡 清元君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	岡 利定君
岡野 裕君	加藤 紀文君

加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公麿君	久野 恒一君
国井 正幸君	倉田 寛之君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	清水嘉子君
塩崎 恭久君	陳内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まき子君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	田浦 直君
田中 直紀君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 起君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	平田 耕一君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	村上 正邦君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 正昭君
山下 善彦君	山本 一太君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君

足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 巨君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勳君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松前 達郎君	円より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修二君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢たまき君	白浜 一良君
但馬 久美君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君

反对者氏名

山本 保君	渡辺 孝男君
大淵 絹子君	大脇 雅子君
梶原 敬義君	日下部禮代子君
清水 澄子君	谷本 巍君
照屋 寛徳君	田 英夫君
福島 瑞穂君	洲上 貞雄君
三重野 栄子君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	扇 千景君
田村 秀昭君	高橋 令則君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
星野 朋市君	渡辺 秀央君
岩本 莊太君	奥村 展三君
菅川 健二君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
山崎 力君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	菅野 久光君
中村 敦夫君	松田 岩夫君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	立木 洋君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君

二名

第五号中正誤

ベ少 段 行 誤

一 三 末 法律

法律案 正

平成十一年十一月二十五日 参議院会議録第八号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定 価	本体 二一五円 本号一部 二〇円